

令和7年度 水道事業会計決算のあらまし

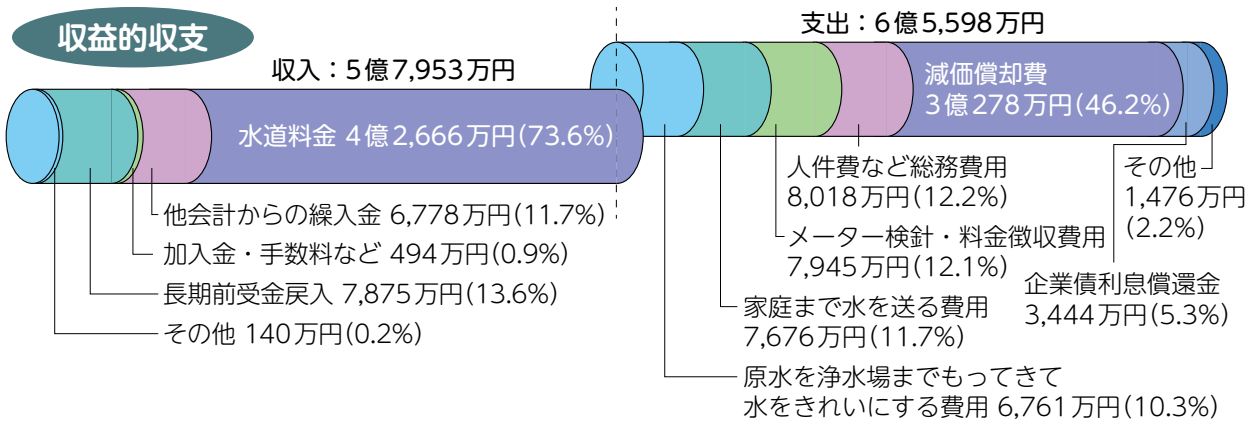
水道事業会計は、①「収益的収支」と、②「資本的収支」の2本立てで成り立っています。

① 収益的収支(消費税抜き)

収益的収支は、水道水をつくり、皆さんの家庭に送り届けるために必要な支出と、その財源となる水道料金などの収入を計上しています。

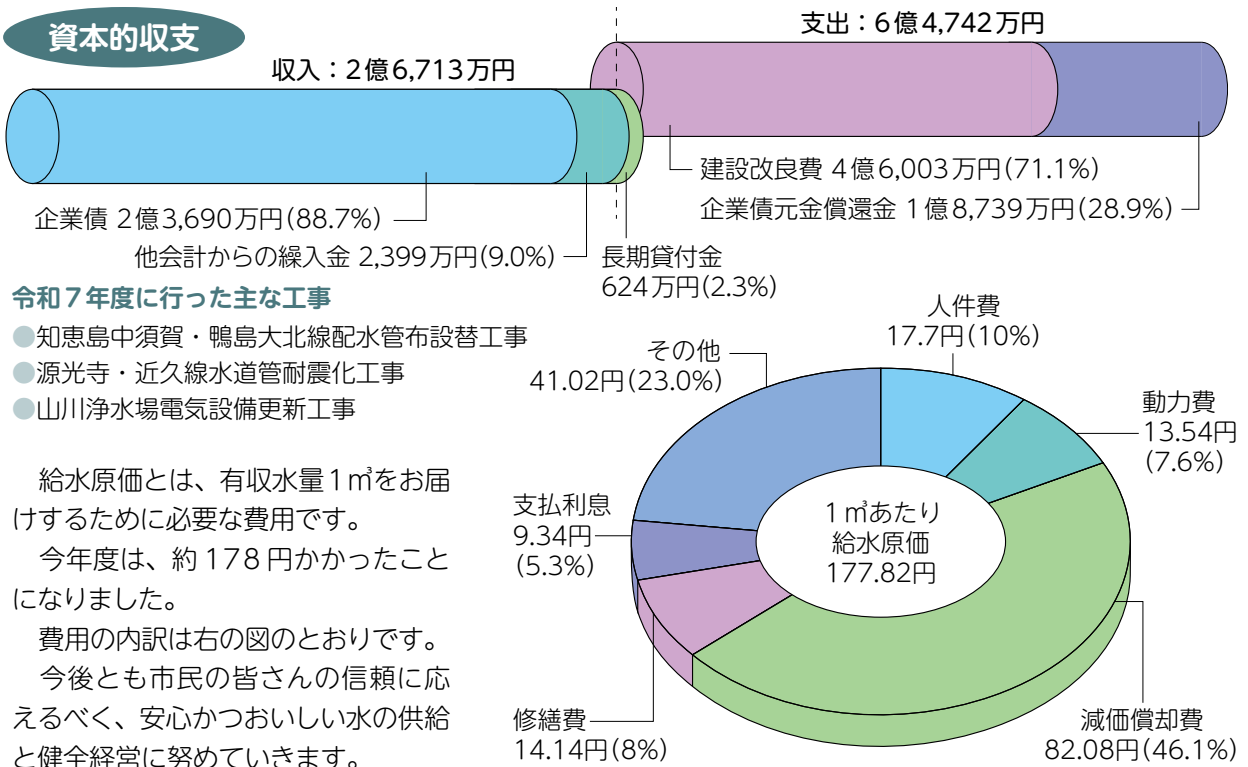
令和7年度末の給水戸数は、16,039戸、年間総配水量は5,134,899m³でした。

令和7年度の純損益は、約7,644万円の赤字となっています。これは、老朽管を修理するための費用や、減価償却費（現金の支出を伴わない費用）が増えたためです。



② 資本的収支(消費税込み)

資本的収支は、水道施設ならびに水道管の更新や耐震化をするために必要な支出と、その財源となる企業債などの収入を計上しています。支出に対して不足する額は、内部留保資金（減価償却費などの現金の支出を伴わない費用で、企業内部に残っている資金）で補てんしました。



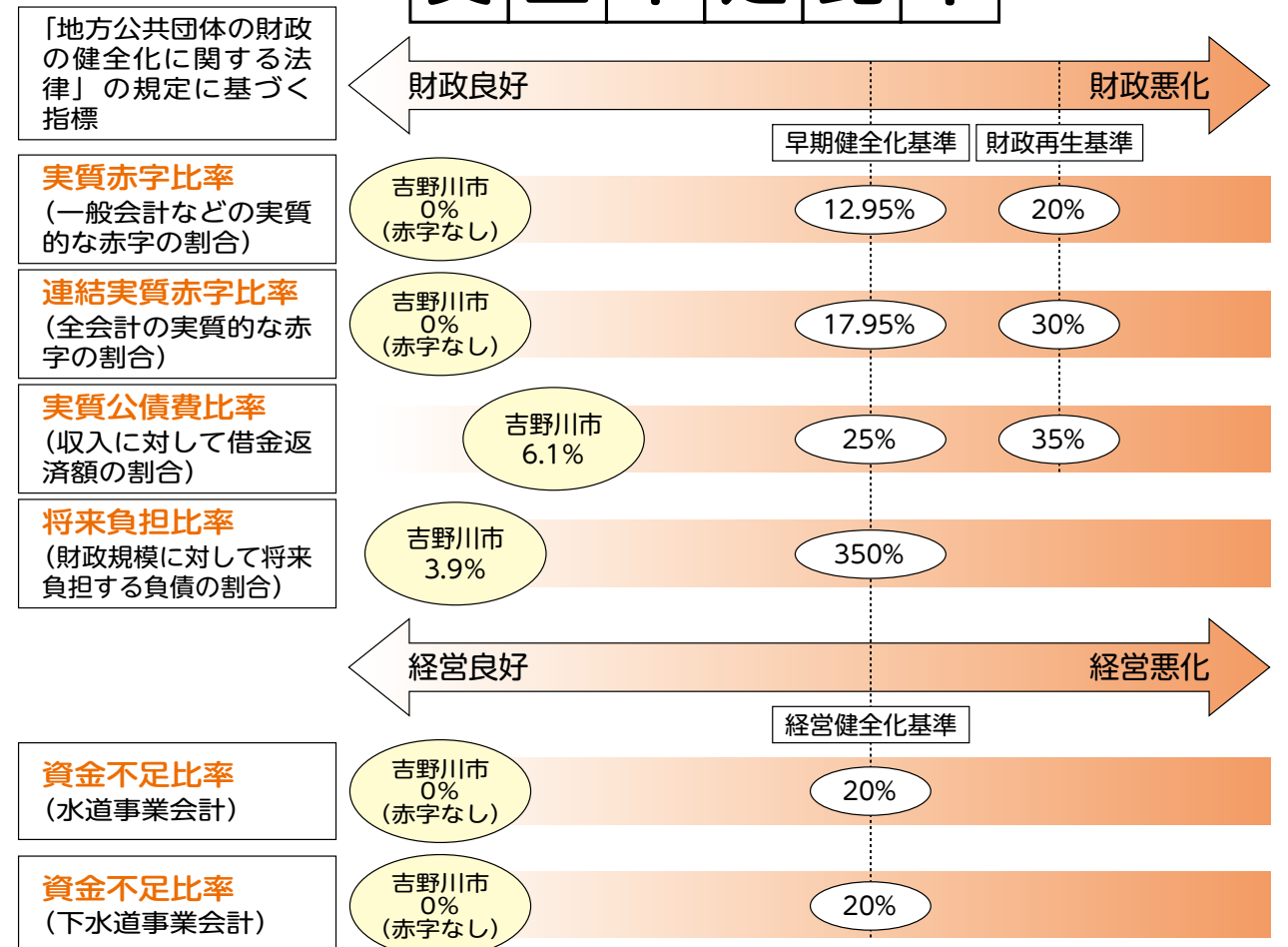
●問い合わせ 水道課 ☎22-2256 FAX22-2254

特別会計

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険特別会計	40億7,760万1千円	39億6,547万6千円	1億1,212万5千円
介護保険特別会計	60億7,252万7千円	60億556万2千円	6,696万5千円
後期高齢者医療特別会計	8億319万5千円	7億9,893万円	426万5千円

健全化判断比率

資金不足比率



地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告後、公表することが義務付けられています。

まとめ

令和7年度は、収支状況が改善するとともに、借入金の繰上償還などにより市債残高を削減し、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回る水準を維持しています。

一方、公共施設の長寿命化や防災・減災対策などについては、今後も継続的な財政負担が見込まれます。将来にわたり持続可能な市政運営を行うため、引き続き行財政改革を推進し、限られた財源を有効に活用しながら、身の丈に合った財政運営に努めていきます。

●問い合わせ 財務課 ☎22-2221 FAX22-2244

